

様式第1

収入証紙 貼り付け欄 (消印をしないこと。)		※ 整理番号	
		※ 審査結果	
		※ 受理年月日	年 月 日
		※ 登録番号	

砂利採取業者登録申請書

京都府知事
京都府 広域振興局長 } 様

年 月 日

住 所
氏名又は名称及び
法人にあっては、
その代表者の氏名

印

砂利採取法第3条の登録を受けたいので、同法第4条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

- 1 事務所の名称及びその所在地
- 2 その事務所に置く砂利採取業務主任者の氏名
- 3 法人にあっては、その業務を行う役員の氏名

(備考)

- 1 ※印の項は記載しないこと。
- 2 業務役員の氏名記載欄には、監査役を除く全ての業務役員（代表者を含む）の氏名を記載すること。
- 3 登録申請書を提出する時は、次の書類を添付すること。
 - ① 申請者が個人の場合
 - ア 登録申請者が法第6条第1項第1号から第4号まで及び第7号に該当しないことの誓約書
 - イ 登録申請者の砂利採取業経歴書
 - ウ 業務主任者が申請者又はその従業員であることの証明書
 - エ 業務主任者試験合格証又は認定証（写し）
 - オ 業務主任者が法第6条第1項第1号から第4号までで該当しないことの誓約書
 - カ 業務主任者の住民票
 - キ 登録事項確認書
 - ク 登録申請者の本人確認書面
 - ② 申請者が法人の場合
 - ア 登録申請者が法第6条第1項第1号から第5号まで及び第7号に該当しないことの誓約書
 - イ 登録申請者の砂利採取業経歴書
 - ウ 業務主任者が申請者又はその従業員であることの証明書
 - エ 業務主任者試験合格証又は認定証（写し）
 - オ 業務主任者が法第6条第1項第1号から第4号までで該当しないことの誓約書
 - カ 業務主任者の住民票
 - キ 定款及び登記簿の謄本
 - ク 登録事項確認書
 - ケ 法人の業務役員の本人確認書面
- 4 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 5 本人確認書面は、住民票の写し等又は運転免許証若しくは健康保険証のコピーとする。

(登録申請者用)

砂利採取法第6条第1項第1号から第4号・第5号まで及び第7号に該当しないことの誓約書

年 月 日

京都府知事

京都府 広域振興局長

様

登録申請者の氏名 (法人にあっては代表者の氏名)

印

次の事項のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 砂利採取法 (以下「法」という。) 又はこの法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない。
- 2 法第12条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない。
- 3 法第3条の登録を受けた者 (以下「砂利採取業者」という。) であって法人であるものが、法第12条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があった日前30日以内にその砂利採取業者の業務を行う役員であった者で、その処分があった日から2年を経過しない。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 (後記6において「暴力団員等」という。) である。
- 5 法人であって、その業務を行う役員のうちに前記1から4までに該当する者がある。
- 6 暴力団員等がその事業活動を支配する。

(備考)

- 1 登録申請者が個人の場合、「第4号・第5号」は第5号を抹消し、「5 法人であって、その・ ・」の項も抹消すること。
- 2 登録申請者が法人の場合、「第4号・第5号」は第4号を抹消すること。
- 3 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

登録申請者の砂利採取業経歴書

氏 名		生年月日	明 大 年 月 日 昭
住 所			
砂 利 採取業 経 歴	登録申請者自身が砂利採取業を行った経歴とともに、他人の砂利採取業に従事した経歴をも記入すること。		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

登録申請者氏名

⑩

(備考) 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

砂利採取業務主任者氏名	

氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(砂利採取業務主任者用)

砂利採取法第6条第1項第1号から第4号
までに該当しないことの誓約書

年 月 日

京都府知事

京都府 広域振興局長

様

砂利採取業務主任者の氏名

印

次の事項のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 砂利採取法（以下「法」という。）又はこの法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない。
- 2 法第12条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない。
- 3 法第3条の登録を受けた者（以下「砂利採取業者」という。）であって法人であるものが、法第12条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があった日前30日以内にその砂利採取業者の業務を行う役員であった者で、その処分があった日から2年を経過しない。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者である。

(備考)

氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

登録事項確認書

年 月 日

京都府知事

京都府 広域振興局長

様

登録申請者氏名（法人にあっては代表者の氏名）

印

登録申請者（法人にあっては、業務役員（代表者を含む。監査役を除く。））及び砂利採取業務主任者であって、新たにその職に就任する者を下記のとおり報告します。

記

役 職 名	ふり 氏 がな 名	生年月日	性 別	備 考

（備考）

- 「役職名」は、登録申請者が個人の場合は「代表者」、法人の場合は「登記簿謄本に記載の役職名」を記入し、砂利採取業務主任者については、「業務主任者」と記入する。
- 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。